

会員規約 (Member Policy)

第1条 適用範囲

1. 一般社団法人白川学館会員規約（以下「本会員規約」といいます。）は、一般社団法人白川学館（以下「白川学館」といいます。）が提供するサービス（以下「提供内容」といいます。）を会員が利用する場合の、一切の行為に適用されます。
2. 本会員規約は、会員に関する提供内容の利用条件を定めるものです。会員は、本会員規約及び白川学館規約に従い、提供内容を利用するものとします。会員は、白川学館会員制度への会員登録をすることにより、これらの規約の全ての記載内容について同意したものとみなされます。
3. 会員制度には本会員規約のみならず、その他の規約等（以下「その他の規約等」といいます。）において、提供内容について規定されています。その他の規約等は、名称の如何に関わらず、本会員規約の一部を構成するものとします。本会員規約の規定とその他の規約等の規定に齟齬が生じる場合は、本会員規約が優先して適用されるものとします。

第2条 定義

本会員規約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本サイト」とは、白川学館が運営する「和学教授所」「おみち学習システム（修習会員）」と称するウェブサイトをいいます。
- (2) 「白川学館会員」とは、白川学館所定の手続に従い会員資格を与えられた者をいい、一般会員と修習会員を総称したものをいいます。
- (3) 「一般会員」とは、白川学館の活動に賛同し、「和学教授所」にて学びを深め、会員会費を納入している会員をいいます。
- (4) 「修習会員」とは、「一般会員」資格を兼ね、白川学館が開催する神拝作法修習講習にて高等神事神拝作法を修習された会員をいいます。白川学館で修習できる高等神事神拝作法は第七種から第三種までの神拝作法を指します。
- (5) 「提供内容」とは、会員に対して提供される以下の提供内容をいいます。
 - ① 電子祝殿での朝拝・夕拝・各種祭祀等への参加
 - ② 会員専用サイト「和学教授所」「おみち学習システム（修習会員）」の閲覧
 - ③ 会員メルマガ「白川通信」「はふりめく」の受信
 - ④ 各神拝作法修習講習への参加
 - ⑤ 各種祝殿講習への参加（第六種神拝作法修習会員以上）
 - ⑥ 祝殿への祭祀参加（修習会員のみ）
 - ⑦ 白川学館図書館の利用
 - ⑧ 各種刊行物の受領
 - ⑨ 祝殿での遠津御祖神の言霊発信（任意）

第3条 本会員規約の変更

1. 白川学館は、当館の判断により、本会員規約をいつでも任意に変更することができます。
2. 変更後の本会員規約は、白川学館が別途定める場合を除き、書面による通知、電子メールによるご案内、またはホームページ上に表示した時点より効力を生じるものとします。
3. 本会員規約の変更の効力が生じた後、会員が提供内容を利用した場合には、変更後の本会員規約に同意したものとみなされます。

第4条 提供内容の仕様と利用環境

1. 提供内容の詳細な仕様は、本サイト上において別に定めるものとします。白川学館は、提供内容の仕様の改良、追加、削除等の変更を行うことがあります。会員はこれを予め承諾するものとします。
2. 会員は、自らの責任と費用において、端末機器等のハードウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保等、提供内容の利用に必要な環境を整備するものとします。

第5条 通知

1. 白川学館から会員への通知は、書面による通知、電子メールによるご案内、またはホームページへの掲載等、白川学館が適当と判断する通信手段によって行います。当該通知が、電子メールによるご案内の場合には、会員が白川学館に事前に届け出た電子メールアドレスに発信した時点、ホームページへの掲載による行われる場合は、インターネット上に配信された時点で会員に到達したものとします。

第6条 入会

1. 提供内容の利用を希望する者は、本会員規約の内容に同意した上で、白川学館所定の方法により、入会の申込を行うものとします。会員は、申込の際に白川学館に申告する情報が、全て正確であることを保証します。
2. 入会の申込をした者（以下「入会申込者」といいます。）は、白川学館が入会の申込を承諾し、入会完了の通知並びにID及びパスワードを発行した時点で、白川学館会員になります。
3. 次のいずれかに該当する場合、白川学館の任意の判断により、理由を開示することなく入会申込者の入会申込を承諾しないことができます。
 - (1) 入会申込者が、白川学館所定の方法によらずに入会の申込を行った場合
 - (2) 入会申込者が、本会員規約に違反するおそれがある場合
 - (3) 入会申込者が、反社会的勢力の構成員（過去に構成員であった方を含みます）およびその関係者の方の場合
 - (4) その他白川学館が不適切と判断した場合

4. 白川学館会員は、入会時に白川学館に登録した情報に変更が生じた場合は、直ちに白川学館所定の方法により、情報変更の手続きを行うものとします。

第7条 ID・パスワードの管理

1. 白川学館会員は、白川学館より貸与されたID及びパスワードについて、第三者に知られないよう適切に管理し、定期的にパスワードの変更を行う等、ID及びパスワードの盗用を防止する措置を、その責任において行うものとします。
2. 白川学館会員は、ID及びパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、担保提供等をする事はできないものとします。
3. 白川学館は、ログイン時に使用されたID及びパスワードが登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、当該会員を真正な会員とみなし、それが盗用、不正使用その他の事情により、真正な会員ではない者が利用している場合であっても、それにより会員が損害または不利益を被ったとしても、一切責任を負わないものとします。

第8条 一般会員と修習会員

1. 修習会員は、白川学館神拝作法修習講習を受講することができる。白川学館は所定の方式に従い、事前に白川学館神拝作法修習講習開催日時と場所を、本サイト上で公開するものとする。
2. 修習会員は祝殿にて執り行われる白川学館主催の各祭祀に参加することができる
3. 第六種神拝作法修習会員以降は祝殿にて開催される祝殿講習、およびインターネットを通じたオンライン祝殿講習に参加することができる。
4. 一般会員および修習会員が、本会員規約に違反した又はそのおそれがあると白川学館が認めた場合、その他白川学館が必要であると判断した場合、白川学館は、当該会員に通知の如何にかかわらず、退会手続きができるものとし、それによって当該修習会員が被った一切の損害について、責任を負わないものとする。
5. 一般会員および修習会員が、提供内容を利用して、本サイト上で公開されたコンテンツを、閲覧、印刷又はダウンロードし、印刷又はダウンロードしたコンテンツを、著作権法の定める私的使用の範囲で複製することはできるが、これらを第三者へ配布、または自己の宣伝に係るホームページ、ハガキ、その他自己の宣伝に係る広告物に利用・改変することをかたく禁じる。またコンテンツに関するそれ以外の何らの権利（コンテンツそのもの、またはコンテンツを利用した商品・提供内容等を、有償・無償を問わずに、第三者に譲渡・販売・貸与し、または提供内容と同種・類似した提供内容上で公開を行う権利を含み、かつこれに限られません。）も取得しないものとします。ただし、白川学館が個別に許諾した場合は、この限りではない。
6. 上記第8条3項における私的目的で取得したコンテンツの使用、およびその取得の過程で生じた障害は、当該コンテンツの使用を試みた白川学館会員が解決するものとし、白川学館は一切関知しないものとする。

第9条 禁止行為

会員は、提供内容の利用にあたり、以下の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。これに違反した又はそのおそれがあると白川学館が認めた場合、第13条による利用停止、第14条3項による強制退会等の措置を採ることができるものとし、それによって当該会員が被った一切の損害について、責任を負わないものとします。

- (1) 第8条第3項で許された範囲を超えるコンテンツの利用行為
- (2) 白川学館又は第三者の権利を侵害し又はそのおそれのある行為
- (3) 本サイト上で公開されているコンテンツの、白川学館の同意なき不正利用行為
- (4) 事実を反し又は誤解を招く行為
- (5) 犯罪に結びつく又はそのおそれのある行為
- (6) 法令又は公序良俗に違反する又はそのおそれのある行為
- (7) 提供内容又はユーザー提供内容の運営やネットワーク・システムに支障を与え又はそのおそれのある行為
- (8) 白川学館の提供内容に関連して、反社会的勢力に直接・間接に利益を提供する行為。
- (9) その他、白川学館が不適切と判断する行為。

第10条 会費

白川学館会員は会費を以下の1)、2)、3)いずれかの方法で納付する。
入会の翌月分からの請求とする。

1) クレジットカード決済(月払い)

- ① クレジットカード決済(月払い)にて申込みの会員は、毎月27日に翌月分の月会費5,000円が決済される。
- ② 月払いでお申込みの会員の退会・解約は、毎月15日までに退会を申出の場合、その月末に退会・解約となり、当月27日の決済が停止される。16日以降の申出の場合は、翌月末の退会・解約となり、翌月27日の決済が停止される。
- ③ 何らかの理由でクレジットカード決済ができない場合は、白川学館事務局より連絡ののち、会員からの返答および対応がなく連続して二か月にわたり滞納した場合は、自動的に退会となる。

2) クレジットカード決済(年払い)

- ① クレジットカード決済(年払い)にて申込の会員は、申込月の翌月27日に、当該月から1年分の年会費55,000円が決済され、翌年以降、同じ月日に年会費が決済される。
- ② 年払いで申込の会員の退会・解約は、次年度の年会費決済月の15日までに退会・解約を申出るものとする。
- ③ 何らかの理由でクレジットカード決済ができない場合は、白川学館事務局より連絡ののち、会員からの返答および対応がなく連続して二か月にわたり滞納した場合は、自動的に退会となる。

- ④ 年払い決済後に会員からの退会・解約の申し立てがあった場合、決済手数料および返金振込料を差し引いた額を返金するものとする。この場合、退会・解約の申し立ては決済後1ヶ月以内とする。

3) 銀行口座振替（月払い）

- ① 銀行口座振替にて申込の会員は、毎月27日に翌月分の月会費5,000円が登録の銀行口座より自動引落される。27日が土日祝日の場合は、翌営業日に決済される。
- ② 口座振替で申込の会員の退会・解約は、毎月10日までに申出の場合、その月末に退会・解約となり、当月27日の自動引落が停止される。11日以降の申出の場合は、翌月末の退会・解約となり、翌月27日の自動引落が停止される。
- ③ 何らかの理由で自動引落ができない場合は、白川学館事務局より連絡ののち、会員からの返答および対応がなく連続して二か月にわたり滞納した場合は、自動的に退会となる。

4) 退会に伴う未納金について

- ① 退会者は退会の申出とともに、退会受理該当月までの会費を全納するものとする。全納ののち退会されたものを「自主退会者」、未納ののち退会となったものを「強制退会者」と呼ぶ。
- ② ①の「強制退会者」に再入会の意志がある場合、前会員時の未納分を全額納入することが再入会の条件となる。

第11条 会員の責任

1. 会員は、自己の責任において提供内容を利用するものとし、提供内容を利用してなされた行為及びその結果について、一切の責任を負います。
2. 会員が、提供内容の利用に関連して第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならず、白川学館に一切の迷惑をかけないものとします。会員は、かかる紛争が生じた場合、直ちに当該事実を白川学館に連絡するものとします。
3. 会員は、本会員規約に違反したことにより白川学館が被った損害について、これを賠償するものとします。

第12条 利用停止

会員が、本会員規約に違反した、又はそのおそれがあると白川学館が認めた場合には、白川学館は、当該会員に通知の如何に関わらず、提供内容の全部又は一部の利用を停止することができるものとし、それによって当該会員が被った一切の損害について、責任を負わないものとします。

第13条 退会

1. 会員が退会を希望する場合には、会員は、白川学館所定の方法により、白川学館に退会の申出を行うものとします。
2. 退会の申出をした者は、白川学館が退会の申し出を承諾し、退会完了の通知を発信した時点で、会員資格を喪失します。
3. 会員が、以下の各号に該当する場合、白川学館は、当該会員に通知することなく、強制的に退会させることができるものとし、それによって当該会員が被った一切の損害について、責任を負わないものとします。
 - (1) 本会員規約に違反し又はそのおそれがある場合
 - (2) 電話、メールなどの白川学館からの連絡が不通となった場合
 - (3) 会費の滞納が二か月連続してあり、会費納入への処理を怠り、滞納が続くとみなされた場合
 - (4) その他会員として適切でないと白川学館が認めた場合

第14条 提供内容の変更等

白川学館は、事業上の理由、システムの過負荷・システムの不具合・メンテナンス・法令の制定改廃・天災地変・停電・通信障害・不正アクセス、その他の事由により、事前の予告なくして、提供内容をいつでも変更、中断、終了することができます。白川学館は、これによって会員に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

第15条 個人情報の取扱い

白川学館は、個人情報を、白川学館所定の「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

白川学館は、別紙「datumグループプライバシーポリシー」のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報保護の仕組みを構築し、全従業員に個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させることにより、個人情報の保護を推進する。会員は入会にあたって「datumグループプライバシーポリシー」を確認、同意するものとする。

第16条 分離可能性

本会員規約の規定の一部が法令により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、本会員規約のその他の規定は有効に存続します。

第17条 準拠法

本会員規約の準拠法は、日本法とします。

第18条 管轄

提供内容に関連して会員と白川学館の間で紛争が生じた場合、山梨地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上